区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年北陸地方整備局告示第百七号村上都市計画道路事業三・四・二十二号東大通り線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　片山さつき

総務大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月十六日）

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　黄川田仁志

文部科学大臣松本洋平帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月十七日）

国務大臣　林　芳正

デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松本尚海外出張不在中内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を命ずる

○外務大臣臨時代理解職

同　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十八日）

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　小野田紀美

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小野田紀美

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同　石原　宏高

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十九日）

法務省

法務事務官

同　浅野　敏之
同　飯塚　美香
同　伊藤　祐一
同　岩下　雄二
同　加倉井栄雄
同　河崎　雄二
同　河村　素子
同　金城　正彦
同　黒坂　美和
同　高山　達司
同　近　宏樹
同　坂本　深雪
同　澤田　勝弘
同　嶋田　明彦
同　白川　吉郎
同　関口　真
同　髙木　大輔
同　髙橋　秀樹
同　田代　尚昌
同　田中　直樹
同　坪井　英樹
同　友野　英俊
同　仲木　政則
同　中村　達彦
同　羽澤　政明
同　平木　美輝
同　船水　格
同　古谷　武士
同　細川　秀樹
同　本田　由佳
同　松村　謙一
同　宮代　智雅
同　八代　光央
同　横井　秀行
同　吉儀　弘美
同　明石　直人
同　阿部　暢樹
同　生澤　純一
同　岩井　宏之
同　大宮　美幸
同　金森　真吾
同　河津奈美絵
同　北原　充彦
同　久慈　泉
同　神山　智
同　古和　謙一
同　坂　佳恭
同　佐藤　淳一
同　鹿田　和輝
同　島貫　悟
同　杉本　博明
同　高木　一浩
同　髙木　優
同　瀧　広治
同　立野　光男
同　檀　英俊
同　徳山　浩司
同　鳥澤　充
同　永田　敦子
同　野村　和身
同　日髙　剛
同　平林　尚美
同　舟山　一次
同　星　庄一
同　堀内　章弘
同　前田　興作
同　丸子　智広
同　森　正裕
同　山田三穂子
同　横畠　智美
同　和田　哲治

令和七年度土地家屋調査士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は令和八年二月二十八日までとする（各通）（一月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、一月十八日午後四時二十七分御出門、大相撲一月場所を御覧のため、国技館（墨田区）へ行幸啓、同七時十九分還幸啓になった。

官庁報告